

答 申

1 審査会の結論

島根県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった公文書を不存在という理由で非公開とした決定は一部を取り消し、新ルートに変更する理由を記載した公文書について、改めて公開又は非公開の決定をすべきである。

2 本件諮問に至る経緯

平成13年6月4日に本件異議申立人より次のとおり公開請求があった。

「県道川本波多線川本工区路線変更について、新ルートに変更する理由を記載したもの、ルート変更に係る工事の積算根拠を記載したもの、JR線を横断して高架にした場合の道路勾配及び現道路への取付け位置について記載したもの」

実施機関は同年6月18日付けで次のような決定を行った。

- (1) 対象公文書： 新ルートに変更する理由を記載したもの
ルート変更に係る工事の積算根拠を記載したもの
JR線を高架により横断した場合の道路勾配及び現道路への取付け位置について記載したもの
(以下「本件公文書」という。)

(2) 決定内容：非公開決定（不存在）

(3) 公開しない理由：本件公文書は実施機関において作成していない。

異議申立人は、この不存在を理由とする非公開決定を不服として、平成13年7月19日に異議申立てを行い、実施機関は、島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第20条第1項の規定に従い、平成13年9月13日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 異議申立人の主張

(1) 異議申立ての趣旨

本件公文書を不存在という理由で非公開とした処分の取消しを求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の意見書及び口頭による主張の要旨は、以下のとおりである。

ア 県道川本波多線（川本工区）のバイパス計画については、実施機関によって平成5年度にルートが決定され、地域住民に対しては川本町（以下「町」という。）を通じて再三の説明及び種々の約束がなされたため、事業決定から8年の間、住宅の建築、小学校プールの撤去、墓地の移転等により、実施

機関の指導に基づいて町にも協力してきたが、新ルートに変更されるという発表が地域住民に対しての事前説明もなく、平成13年4月12日付けの新聞において報じられたことについて、地域住民としては怒りと不信感を抱かざるを得ない。

新ルートに変更する理由を記載したものについて、この新ルート案は、実施機関からの提案であったことが町議会で明らかにされたので、新ルートへ変更する理由を記した文書や図面は、実施機関側に当然存在するものと考えられる。

イ ルート変更に係る工事の積算根拠を記載したものについて、日付は明確に記憶していないが、平成13年5月8日前の新聞掲載記事によって、実施機関から建設コンサルタントへ業務委託がされていることを確認したこと及び新ルートに変更すればバイパス工事に係る総工事費が大きく減少するという説明を町から受けたこと等により、ルート変更に係る工事費等の積算書が実施機関側に存在するものと考えられる。

ウ JR線を高架により横断した場合の道路勾配及び現道路への取付け位置について記載したものについて、事業開始当初、実施機関からの高架式案に一部の地域住民から反対運動が起こり、JR線の下を通過する設計案で説明があったが、その後、反対していた地域住民が、実施機関に対して高架式案を了承したという事実を確認した。高架式となれば、JR線横断地点から現道路への取付位置まで約300メートル要するという説明を町から受けているが、この高架式案への変更に係る町からの説明資料は、実施機関から提示されたものに基づくと考えられるので、地域住民の不安解消のためにも、取付位置についての正しい資料の提出を求める。

4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書及び口頭による主張の要旨は、以下のとおりである。

新ルートに変更する理由を記載したものについては、実施機関としてはルート変更の決定はしていないので、ルート変更する理由を記載した書類は作成していない。しかし、取得した文書については、中心市街地の活性化を目的として、町が実施機関へ提出してきたルート変更の要望書は取得しており、これが該当しないでもないが、当該要望書に記載されている町側の理由については、当然、地域住民も了知しているものと考えたため、本件公文書の対象としていない。

ルート変更に係る工事の積算根拠を記載したものについては、町から要望のあったルートを対象として、平成13年7月4日に建設コンサルタントへ道路計画検討の調査業務委託を行い、現在受託業者が調査中であり、異議申立人に対して非公開決定を行った時点においては、そのような公文書は存在しなかった。また、町が行ったルート変更に係る工事費増減の比較検討結果の住民説明については、トンネルを橋梁に変更した場合と道路建設距離の増減等を算定根拠として、町が独自に試算したものと考えられる。

J R線を高架により横断した場合の道路勾配及び現道路への取付け位置について記載したものについては、本事業が開始される際の事業説明において、高架式的设计に対して地元地区から反対の声があったためJ R線の下を通過する設計にしており、現在もこの設計方式を変更していない。したがって、高架による横断についての設計はしていない。

以上のように、これらに関する公文書は作成していないので、不存在を理由として非公開決定を行った。

5 審査会の判断

(1) 本件公文書は、平成5年度から実施機関が事業主体となって整備を行っている、主要地方道県道川本波多線(川本工区)バイパス計画に係る路線変更関係文書である。

(2) 異議申立人からの本件公文書に係る公開請求に対して、実施機関が行った非公開決定の時点における本件公文書の存否については、以下のとおりである。

ア 新ルートに変更する理由を記載したものについて

異議申立人は、県道川本波多線(川本工区)バイパス計画に係るルート変更の提案は、町議会において実施機関から町に対して行われたことが明白になったことにより、当該ルート変更をする理由を記した公文書は当然に実施機関に存在しているはずと主張する。

実施機関は、町からのルート変更の要望は自発的になされたものであり、本件決定時においては実施機関としてルート変更の決定はしておらず、したがって、その理由を記載した公文書も存在しないと主張する。

当審査会が確認したところ、平成13年9月に別の請求者からなされた「県道川本波多線川本工区に係るバイパスルート変更協議に関するすべての文書」の公開請求に対して、実施機関は9件の公文書を公開をしている。その中には、実施機関が本件決定時に既に作成又は取得していた「実施機関内部における協議の復命書」、「川本町の要望書」等が含まれており、これらの文書には、町がルート変更を要望する理由、実施機関の検討の内容等が記載されていることが認められる。

このことから、当審査会としては、実施機関がルート変更決定済みと認識している異議申立人に対し、実施機関は、ルート変更を決定していないことを理由として公文書不存在とするのではなく、上記のような要望段階、検討段階において作成又は取得された公文書も含めて、公開、非公開の判断を検討すべきであり、本件において実施機関が行った決定は妥当ではなかったと考える。このように解することが、条例第1条がこの条例の目的として規定した「県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うする」ことに叶うものとする。

イ ルート変更に係る工事の積算根拠を記載したものについて

実施機関は、町が変更を要望するルートと現行ルートとを比較検討する調査

業務を本件決定後の7月4日に委託契約しており、本件決定時において、実施機関が変更に係る積算根拠を記載した公文書を作成又は取得していないことについて特段不合理な点は見当たらない。したがって、不存在を理由として非公開としたことは、妥当と考える。

ウ JR線を高架により横断した場合の道路勾配及び現道路への取付け位置について記載したものについて

実施機関は、事業開始当初の説明会において、高架式案が地元自治会の反対により現在のJR線下を通過する方式の設計を行ったので、高架式で設計した公文書は作成していないと主張する。このことは、他の公共事業に係る手続き等と比較して考えても不合理はない。よって、実施機関が不存在を理由として非公開としたことは、妥当と考える。

(3) 以上のとおりであるので審査会の結論のとおり答申する。